

入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に食事を適時、適温にて提供しています。

（朝食 8：00 頃／昼食 12：00 頃／夕食 18：00 頃）

◆ 1 食あたりの負担額

① 一般の方 510 円

② 住民税非課税の世帯に属する方（③を除く） 240 円

（過去 1 年間の入院期間が 90 日を超えている方 190 円）

③ ②のうち、所得が一定基準に満たない方 110 円

※②、③に該当する方は、加入している医療保険の保険者が発行する減額認定証を窓口に提示してください。 ※②のうち、過去 1 年間の入院期間が 90 日を超えている方は、長期該当の減額認定証を窓口に提示して下さい。